

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡山市長 大森 雅夫

市町村名 (市町村コード)	岡山市東区 (331031)
地域名 (地域内大字名)	東区東部第2地域 (犬島、邑久郷、乙子、上阿知、神崎町、北幸田、久々井、幸地崎町、西大寺射越、西大寺一宮、西大寺川口、西大寺五明、西大寺新、西大寺新地、西大寺浜、西大寺門前、下阿知、宿毛、水門町、千手、長沼、西片岡、西幸西、東片岡、東幸崎、宝伝、正儀、南水門町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 23 日 (第 1 回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

<p>1 地域全体について</p> <p>(1) 当地域は、旧西大寺支所管内の吉井川以東の各地区で構成されている。当地域は米麦主体の産地であるが、白菜・キャベツなど重量野菜を伝統的に栽培して産地を形成しているほか、桃・ぶどう・レモンなど果樹栽培や、夏秋なす、いちご、畜産など、多様な農業を行っている。</p> <p>(2) 米麦では、大型農家への土地集積や担い手の確保を行っているが、北部地域では開発による農地の減少が進んでおり、南部地域では高齢化による農業従事者の減少もあって丘陵地における耕作放棄地が増加している。</p> <p>(3) 野菜などの園芸作物では、新規就農者の確保が難しく、高齢化による規模縮小や離農により生産量が減少し、市場流通における有利販売が困難になりつつある。他方、山と山との距離があり冬でも日照時間が確保できるため、いちごの栽培に適した地域となっている。</p> <p>(4) 桃・ぶどう・レモンなどの果樹は、成木するまでの収入の確保が課題となっている。</p>
<p>2 長沼地区について</p> <p>(1) 当地区は令和3年度に、4名の認定農業者を中心経営体として、人・農地プランの実質化を行った。中心経営体の経営作目はいずれも水稲と二条大麦であり、この2つが地区の主体となる作物である。</p> <p>(2) 人・農地プランの実質化の際に行ったアンケート調査によると、農業者が高齢化して担い手が少ない、鳥獣による被害が増えている、農道整備が出来ていない等の課題を抱えている。</p>
<p>3 西大寺一宮地区について</p> <p>(1) 当地区は米麦主体の産地であるが、白菜・キャベツ、南瓜などの重量野菜や、なす・さといも・大豆・アスパラガス・玉ねぎなども栽培している。</p> <p>また、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項柱書かつこ書にいう「農業者団体等」である「一宮地域資源保全会」があり、同会が活動を開始してからは耕作放棄地が減少している。</p> <p>(2) 排水が悪い、農道に接していない農地が多い、イノシシやヌートリアの被害が増加しつつある、という課題も抱えている。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

1 地域全体について
(1) 米・麦
・大型農家は、行政等と積極的な連携や情報交換を行う。
・定年帰農などによる農家後継者を育成し、農家戸数の維持・継続を図る。
・米については、アケボノ、ヒノヒカリを多く作っており、品質向上と収量増加を目指す。
(2) はくさい・キャベツ・かぼちゃなど
・重量野菜の老舗産地としての地位を守りつつ、他の作物の栽培についても検討していく。
・フェロモン剤・防蛾灯利用などによる減農薬栽培(省力化・低コスト)の普及・拡大についてはすでに取り組んでいるが、今後も継続する。
(3) レタスなど葉菜類
・他産地と差別化できる栽培法を構築・統一し、有利販売に努める。
・出荷先であるおかやま市場での販促活動の充実により、地元消費の拡大に努める。
(4) 桃など果樹類
・県内他産地と比較して生育(出荷)が早いことを長所に、有利な販売の展開を図る。
・レモン栽培に適している北向きの斜面で耕作放棄地となっている畑の活用に努め、レモン栽培の承継と拡大を図る。
2 長沼地区について
・水稻については、現在はアケボノとにこまるが中心であり、今後も同様である。
・二条大麦については、中心経営体を中心となって協力しあうことで、タンパク含有率を維持し、高品質なビール麦の生産量を維持し、増加させる。
3 西大寺一宮地区について
(1) 米・麦
・米については、アケボノ、ヒノヒカリ、にこまる、朝日を多く作っており、品質向上と収量増加を目指す。
(2) 野菜
・定年帰農などによる農家後継者を育成し、農家戸数の維持・継続を図る。
・重量野菜の老舗産地としての地位を守りつつ、他の作物の栽培についても検討していく。
・フェロモン剤・防蛾灯利用などによる減農薬栽培(省力化・低コスト)の普及・拡大についてはすでに取り組んでいるが、今後も継続する。
・圃場整備が行われて排水の問題が改善されれば、サツマイモの栽培を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,465.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,446.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
------------------------------

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p>	
1	地域全体について
(1)	担い手に集積・集約化する。
(2)	以下の事項を満たす場合には、期間借地をすることを検討する。
①	土地所有者（出し手）が表作又は裏作の期間に耕作を続ける場合、及び当該土地所有者が耕作しない期間は他の農業者（担い手）が耕作を行っていくことが、その地域の土地利用の在り方として合理的である場合。
②	機構から農地を借り受ける農業者（担い手）が、まとまった農地で耕作ができるなど、効率的かつ安定的な農業経営を行うことができる場合。
2	長沼地区について
	人・農地プランの実質化の際に行ったアンケート調査により、当地区は、75歳以上かつ後継者が未定及び不明の農業者が耕作する面積の方が、担い手調書で中心経営体が引受け意向を示した耕作面積より広いことがわかった。
	今後は、耕作放棄地が出ないように、農業委員会と連携して地主に働きかけていく。後継のない農地については、長沼地区の中心経営体や耕作者、長沼ビール麦生産組合で引き受けていく。
3	西大寺一宮地区について
	圃場整備が実施された場合は、担い手に農地面積の85パーセントを集積し、かつ、同80パーセントの集約化を目指す。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p>	
1	地域全体について
	農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。
2	長沼地区について
	農地中間管理機構を通じての農地の貸し借りを推進し、農地交換による集約を進めていく。
3	西大寺一宮地区について
	圃場整備によって農道を整備した後は地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構への貸し付けを進めていく。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p>	
1	地域全体について
(1)	地域の南西部の幸島地区は干拓地であり、当時から1,600平方メートル（畦畔や水路を除いた実質的な耕作面積は1,500平方メートル）を単位とする整形された農地が整備されており、昭和末期から平成初期に圃場整備が行われた地域もある。
(2)	地域の東部の大宮地区の西大寺一宮では圃場整備を検討している。同地区の宿毛は圃場1つあたりの面積は小さいが区画は整っており、圃場整備の予定はない。
(3)	山南土地改良区の受益地では畑かんが設置され、維持管理が行われている。また、西大寺土地改良区によって水路や樋門の改修工事が行われている。
2	長沼地区について
	地区の東部は平成初期に圃場整備が行われており、4メートルの農道が整備されている。
	地区の西部は圃場整備が行われておらず、農道が狭いため、大型機械の使用が困難である。
3	西大寺一宮地区について
	地域内の農地1筆あたりの平均面積は1,000平方メートル弱であり、変形圃場が多い。これは、地域内に、昔から陸地だった所と、かつては海だった所があり、地形が複雑なためである。このため、畦畔を除去して複数の農地を一体利用しようにも、1筆ごとに農地の高さが違っており、実施は困難である。
	また、川底が農地より高くなっているため、取水は比較的容易であっても、排水が困難である。
	上記の各課題を解決するため、令和10年度の事業採択、令和15年度の事業完了を目指して、圃場整備を検討する。

<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p>	
1	<p>地域全体について</p> <p>市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。その際には、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援、生産する農地のあっせん等を依頼し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p>
2	<p>長沼地区について</p> <p>圃場整備が行われていない地区西部では、畦畔を撤去して大型農家や新規就農者が農作業をしやすい環境整備を検討する。</p>
3	<p>西大寺一宮地区について</p> <p>1に同じ。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>	
1	<p>地域全体について</p> <p>地域内で農作業の効率化を図るため、米と麦について、JA（西大寺営農センター）に対し、乾燥・調製作業や、ラジコンヘリコプターを活用した防除作業の委託を検討する。</p>
2	<p>長沼地区について</p> <p>地域内で農作業の効率化を図るため、米と麦について、JA（瀬戸内営農センター）に対し、乾燥・調製作業の委託を検討する。</p>
3	<p>西大寺一宮地区について</p> <p>1に同じ。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①長沼地区は鳥獣害（特にイノシシ）の被害が増加しており、電気柵等で個別に農地を囲むことで被害を防止するという従来の手法だけではなく、山全体を囲むことで被害を防止する方法についても検討する。</p>									

農業上の利用が行われる農用地等の区域



出典：国土地理院ウェブサイト  
※国土地理院データを基に岡山市が作成